

令和元年度
包括外部監査の結果報告書

(テーマ) 補助金に係る事務の執行について

令和2年3月

山形県包括外部監査人

柴田 真人

第1章	包括外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件を選定した理由について	1
4	包括外部監査の実施期間	1
5	包括外部監査の対象期間	1
6	包括外部監査の方法	2
7	包括外部監査人および補助者の氏名・資格	2
8	利害関係	2
第2章	包括外部監査対象の概要	3
第1	山形県の「負担金、補助及び交付金」の状況	3
1	直近5年間の推移	3
2	平成30年度決算における「負担金、補助及び交付金」の概要	5
第2	補助金等の事務手続	8
1	補助金等の定義	8
2	補助金等の事務手続	8
3	本庁と総合支庁との事務・権限移譲	12
第3	監査の対象とした補助金等	14
1	抽出基準	14
2	監査の対象とした補助金等	15
第3章	包括外部監査手続の概要	19
1	抽出した補助金に対して実施した監査手続	19
2	過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認	23
第4章	包括外部監査の結果	27
1	監査の結果及び意見について	27
2	監査の結果及び意見の全体像	27

3	監査の結果及び意見（総合意見）【意見】	28
4	監査結果及び意見（各補助金に係る指摘事項及び意見の一覧）	38
第5章	監査の結果（各論）	46
第1	事前調査票に基づく分析	46
1	所管部局別内訳	46
2	財源別内訳	47
3	種類別内訳	48
4	存続期間別分析	48
5	終期設定の有無	49
6	成果目標設定の有無	49
7	1 補助金当たりの金額帯別分析	51
8	1 先当たり補助金交付額の内訳別分析	52
第2	抽出した補助金に対する検討	53
1	職員診療所運営費補助金	53
2	山形県私立学校一般補助金	56
3	公益社団法人山形県私学退職基金社団事業費補助金	61
4	山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金	62
5	山形県運輸事業振興助成費補助金	64
6	食の安全フォーラム開催費補助金	66
7	再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金	67
8	再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	70
9	浄化槽整備促進事業費補助金	71
10	やまがた出会いサポートセンター負担金	72
11	私立学校教職員研修事業費補助金	74
12	ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金	76

13	結核予防費補助金	78
14	新型インフルエンザ患者対応医療機関設備整備費補助金（入院）	79
15	灯油購入費助成事業費補助金	81
16	バリアフリー化推進事業費補助金	84
17	山形県医師会事業費補助金	86
18	軽費老人ホーム事務費補助金	88
19	明るい長寿社会づくり推進事業費補助金	90
20	山形県社会福祉事業団運営費補助金	92
21	移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金	94
22	山形県産業賞委員会補助金	96
23	信用保証協会保証料補給補助金	98
24	小規模事業経営支援事業費補助金	101
25	中小企業団体中央会補助金	107
26	経営基盤強化体制整備事業費補助金	110
27	中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金	113
28	小規模事業経営支援事業費補助金	115
29	やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金	118
30	企業振興公社運営費補助金	121
31	慶應義塾大学先端生命科学研究教育研究費補助金	125
32	山形県産業技術振興機構運営費補助金	128
33	有機エレクトロニクス実証等事業費補助金	130
34	山形県企業立地促進補助金	133
35	山形県ソフト産業立地促進補助金	136
36	山形県中国ハルビン事務所運営活動費補助金	137
37	輸出支援体制機能強化補助金	139

38	シルバー人材センター連合会支援事業費補助金	142
39	グリーン・ツーリズム推進事業費補助金	143
40	山形県観光物産協会運営費補助金	145
41	ロケ誘致促進事業費補助金	148
42	地域資源活用交流促進事業費補助金	150
43	山形県国際交流協会事業費補助金	151
44	博物館共催事業負担金	155
45	山形県芸文美術館運営費補助金	157
46	芸術文化団体育成費補助金	160
47	県民文化振興事業費補助金	161
48	国民文化祭派遣事業費補助金	163
49	モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金	164
50	スポーツ振興 21 世紀協会運営体制強化事業費補助金	167
51	公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	172
52	山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金	176
53	学校給食における地産地消推進事業費補助金	179
54	食産業王国やまがた推進事業費補助金	182
55	やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金	187
56	米需給調整推進費補助金	190
57	安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金	194
58	有機農業ネットワーク構築支援事業費補助金	197
59	園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金	199
60	山形県和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金	205
61	山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金	206
62	公募型支障木伐採事業費補助金	208

63	保安施設検査業務費補助金	211
64	がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金	213
65	住宅リフォーム総合支援事業費補助金	215
66	山形の家づくり利子補給補助金	218
67	むらやま子育てサポートふれあい体験事業費補助金	220
68	山形県離島航路補助金	222
69	山形県県産貝類安全対策事業費補助金	224
70	新聞を活用した教育活動への支援事業補助金	225
71	山形県指定文化財管理費補助金	227
72	山形県中学校体育連盟補助金	228
73	山形県高等学校体育連盟補助金	231
74	山形県体育協会運営費補助金	234
75	山形県競技スポーツ強化費補助金	235
76	山形県競技スポーツ強化費補助金（オフシーズン強化育成事業）	240
77	オリンピックメダリスト育成事業費補助金	243
第3	平成15年度包括外部監査結果に係る措置状況	248
1	一般社団法人山形県農業会議補助金	248
2	農業近代化資金利子補給補助金	249
3	青果物価格安定対策事業費補助金	254
4	死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金	258
5	地籍調査事業負担金	261
6	山形県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金	263
7	園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金	265
第4	平成21年度包括外部監査結果に係る措置状況	270
1	3R研究開発事業費補助金	270

2	やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金	273
3	介護のお仕事プロモーション事業費補助金	275
4	NPO活動促進事業費補助金	277
5	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金 （小規模6次産業化施設整備支援事業）	278
6	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金 （6次産業化施設整備支援事業）	280
7	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金 （スモールビジネス創出支援事業）	282
8	元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金 （商品・販売力向上支援事業）	284
9	食産業王国やまがた推進事業費補助金	286
10	農業水利施設保全合理化事業費補助金	287

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

補助金に係る事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

「山形県財政の中期展望」（平成31年2月）によれば、県の財政は、社会保障関係経費や公債費が高い水準で推移していること等により、多額の財源不足が生じ、財政調整基金を取り崩して収支の均衡を図っている状況である。

県は、厳しい財政状況の中で持続可能な財政基盤を確立するため、「山形県行財政改革推進プラン」（平成29年3月）に基づき、歳入・歳出の両面から財源不足額の解消に向けた対応策を講じている。このうち、歳出の面では、事務事業の見直し・改善の取組みを行っており、平成30年度及び令和元年度は、その一環として、県単独事業として実施している補助金の一部について点検を行っている。

県の平成29年度一般会計歳入歳出決算における歳出合計は5,841億円であり、このうち「負担金、補助及び交付金」の額は1,485億円と全体の25.4%を占めている状況である。

こうした厳しい財政状況の中、歳出の重要な割合を占める補助金の執行状況について、公益性、有効性、合規性等の観点で監査することは意義が大きいと考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

4 包括外部監査の実施期間

平成31年4月から令和2年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として平成30年分の執行分（必要に応じて他の年度分も対象とする。）

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか
- ② 補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか
- ③ 交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか
- ④ 補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か
- ⑤ 補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか
- ⑥ 補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか
- ⑦ 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか

(2) 監査手続

- ① 平成 30 年度に県が交付した全補助金についてアンケート調査を実施した。
- ② アンケート調査の結果に基づき手続対象とする補助金を抽出し、所管部局に対して監査要点に基づくヒアリングを実施するとともに、補助申請書類や実績報告資料等について閲覧した。
- ③ 必要に応じて補助金交付団体への往査及び証憑書類の閲覧を検討した。
- ④ 過年度包括外部監査において指摘事項・意見となった事項に対する措置状況を確認した。
- ⑤ その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

7 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 柴田 真人

(2) 補助者

公認会計士	吉沢 公人	公認会計士	富樫 研輔
公認会計士	松田 卓也	公認会計士	浅野 和宏
公認会計士	齋藤 翔太		

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査対象の概要

第1 山形県の「負担金、補助及び交付金」の状況

1 直近5年間の推移

県の一般会計歳入歳出決算事項別明細において、「節」区分で公表されている「負担金、補助及び交付金」の平成30年度までの5年間の推移は次のとおりである。

5年平均で歳出予算の24%という高い割合を占める歳出であり、消費税率の上昇や会計処理の変更等による一時的な増減はあるものの、社会保障給付関係の負担増に伴う扶助費や補助負担金の増により、継続的に増加傾向にある。

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金、補助及び交付金(A)	129,804	142,710	145,881	148,507	140,059
対前年度増減額	-	12,905	3,170	2,626	△8,448
対前年度増減率	-	9.94%	2.22%	1.80%	△5.69%
歳出合計(B)	581,392	590,766	591,645	584,100	587,502
A÷B	22.33%	24.16%	24.66%	25.42%	23.84%

(各年度における対前年度増減の主な理由)

【平成26年度(H26)→平成27年度(H27)】

消費税が5%→8%になったことに伴う地方消費税交付金の増

(H26：12,940百万円→H27：21,225百万円)

【平成27年度(H27)→平成28年度(H28)】

社会保障給付関係の負担増に伴う扶助費や補助負担金の増

(原因となった主なもの)

①教育・保育給付費に係る負担金及び補助金

(H27：3,189百万円→H28：3,743百万円)

②後期高齢者医療財政安定化対策事業費に係る負担金及び交付金

(H27：2,861百万円→H28：3,352百万円)

③国保財政安定化対策事業費に係る負担金及び交付金

(H27：9,561百万円→H28：9,776百万円)

【平成 28 年度（H28）→平成 29 年度（H29）】

社会保障給付関係の負担増に伴う扶助費や補助負担金の増
(原因となった主なもの)

①教育・保育給付費に係る負担金及び補助金

(H28 : 3,743 百万円→H29 : 4,413 百万円)

②介護給付費に係る負担金 (H28 : 15,145 百万円→H29 : 15,535 百万円)

③介護・訓練等給付費に係る負担金 (H28 : 4,160 百万円→H29 : 4,458 百万円)

【平成 29 年度（H29）→平成 30 年度（H30）】

国保財政安定化対策事業費（高額医療費共同事業負担金・調整交付金・保険基盤安定制度負担金）の減（H29 : 9,038 百万円→H30 : 3,284 百万円）

※平成 29 年度まで「負担金、補助及び交付金」に計上していたが、平成 30 年度から「繰出金」（国民健康保険特別会計への繰出金）に計上したことによる減

なお、「負担金、補助及び交付金」はさらに「負担金」「補助金」「交付金」の各細節に分けられる。各細節は、「地方財務実務提要」（地方自治制度研究会編集、ぎょうせい）によると次のとおり区分される。

(1) 負担金

法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるものであり、次のようなものが含まれる。

- ① 特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合
- ② 一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合
(国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互の間にみられる負担関係)
- ③ 法令上に定められて支出する負担金の他に任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合

(2) 補助金

一般的には特定の事業、研究等の育成、助長するために地方公共団体が公益上必要と認めた場合に対価なくして支出するものである。

補助金は本来地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方では国の施策に基づき、国から補助を受けて地方公共団体が間接に補助をする場合もある。

(3) 交付金

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するもの。

委託金が法令の規定又は私法上の契約により行政事務執行上の委託であるのに対し、本節はもっぱら報償として一方的に交付される点で異なる。

県でも同じ定義に基づき区分しており、細節別の5年間の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

細節	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負担金	63,906	65,094	69,547	69,540	69,115
補助金	35,445	34,523	32,348	34,378	31,277
交付金	30,451	43,090	43,984	44,587	39,666

2 平成30年度決算における「負担金、補助及び交付金」の概要

平成30年度決算における「負担金、補助及び交付金」の性質別内訳は次のとおりである。

(単位：百万円)

性質別	負担金	補助金	交付金	合計
扶助費	17,710	3,061	156	20,928
補助費等	36,463	16,945	38,491	91,899
公共事業費	1,247	4,670	584	6,501
単独事業費	1,910	6,504	435	8,850
国直轄事業負担金	11,456	0	0	11,456
その他	328	96	0	424
計	69,115	31,277	39,666	140,059

【用語の説明】(出典：「平成31年地方財政白書」)

扶助費 …性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

補助費等 …性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

単独事業 …地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

国直轄事業…国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

また、決算額5億円以上の具体的な内訳は次のとおりである。なお、法令で県の負担割合が定まっている負担金等については内容の説明を記載し、監査対象として抽出した補助金は、「対象」列に“○”を付している。

《負担金》

(単位：百万円)

名称	決算額	交付先（説明）	対象
介護給付費負担金	15,762	市町村 (介護保険法に基づく県負担割合12.5%を保険者である市町村に交付するもの)	
国直轄事業負担金	10,575	国土交通省	
後期高齢者医療費負担金	12,416	後期高齢者医療広域連合 (高齢者医療確保法に基づく県負担割合1/12を保険者である後期高齢者医療広域連合に交付するもの)	
障がい福祉サービス費等負担金	4,543	市町村 (障害者総合支援法に基づき、市町村が支弁する費用等の25/100を市町村に交付するもの)	
県立病院事業運営費負担金	4,306	山形県病院事業会計	
子どものための教育・保育給付費負担金	4,209	市町村 (子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する費用等の1/4を市町村に交付するもの)	
保険基盤安定制度負担金(国保)	3,284	市町村 (国民健康保険法に基づき、低所得者等の保険料軽減に係る県負担割合3/4を市町村に交付するもの)	
保険基盤安定制度負担金(後期高齢者医療)	2,446	市町村 (高齢者医療確保法に基づき、低所得者等の保険料軽減に係る県負担割合3/4を市町村に交付するもの)	
児童手当給付費負担金	2,323	市町村 (児童手当法に基づく県負担割合1/6(事業主拠出分を除く。)等を市町村に交付するもの)	
置賜広域病院企業団負担金	989	置賜広域病院企業団	
山形県・酒田市病院機構運営費負担金	825	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	
障がい児通所給付費等負担金	658	市町村：一般会計 (児童福祉法に基づき、市町村が支弁する障害児通所給付費等の1/4を市町村に交付するもの)	
高額医療費負担金	570	後期高齢者医療広域連合 (高齢者医療確保法に基づき、高額医療費負担対象額の1/4を保険者である後期高齢者医療広域連合に交付するもの)	

《補助金》

(単位：百万円)

名称	決算額	交付先	対象
私立学校一般補助金	3,436	学校法人、県専修学校	○
企業立地促進補助金	1,762	立地企業	○
山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費補助金	1,471	山形県社会福祉事業団	
子育て支援医療給付事業費補助金	1,250	市町村	
小規模事業経営支援事業費補助金	1,144	山形県商工会連合会、県内各商工会議所	○
重度心身障がい(児)者医療給付事業費補助金	1,128	市町村：一般会計	
移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金	981	社会福祉法人山形県社会福祉事業団	○
放課後児童健全育成事業費等補助金	938	市町村	
私立学校一般補助金	758	県私立幼稚園協会	
山形大学重粒子線がん治療装置開発整備補助金	600	山形大学	
農業次世代人材投資事業費補助金	591	新規就農者(就農前研修生)	
住宅リフォーム総合支援事業費補助金	569	市町村	○
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金	562	各市町村	
保育対策等促進事業費補助金	515	市町村	

《交付金》

(単位：百万円)

名称	決算額	交付先	対象
地方消費税交付金	21,690	市町村 (地方消費税のうち都道府県間で清算後の金額の1/2を県内各市町村に交付するもの)	
多面的機能支払交付金	3,557	市町村	
公立高等学校就学支援金交付金	1,960	県立高校生	
県民税徴収取扱費交付金	1,718	市町村 (地方税法に基づき、個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する経費を補償するため、市町村に交付するもの)	
私立高等学校等就学支援金交付金	1,516	各学校法人	
自動車取得税交付金	1,266	市町村 (地方税法に基づき、自動車取得税の一部を市町村に交付するもの)	
中山間地域等直接支払交付金	899	事業実施市町村	
地域支援事業交付金	740	市町村	
公立大学法人山形県立保健医療大学運営費交付金	649	公立大学法人山形県立保険医療大学	
市町村総合交付金	638	市町村	

第2 補助金等の事務手続

1 補助金等の定義

本報告書において監査の対象とした補助金等とは、「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和35年8月9日山形県規則第59号）（以下、「適化規則という。」）で定める補助金等をいう。

適化規則では、補助金等とは、「県が国及び都道府県以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金」と定義されている。（適化規則第2条）

2 補助金等の事務手続

補助金等の事務手続は、適化規則及び各補助金交付要綱で定められている。細部は補助金ごとに交付要綱で定められているが、基本的な流れは次のとおりである。

(1) 補助金等の交付の申請（適化規則第5条）

補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に別に定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

各補助金の交付要綱において、補助金等交付申請書に添付すべき書類は、各補助金の交付要綱において明示され、通常は最低限、次の書類が示されている。

- 事業計画書
- 収支予算書

(2) 補助金の交付の決定（適化規則第6条）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

(3) 決定の通知（適化規則第8条）

知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(4) 補助事業等の遂行等（適化規則第11条）

補助事業者等は、この規則、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件そ

の他この規則に基づく知事の処分に従い善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行なわなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けることになることをいう。）をしてはならない。

(5) 状況報告、補助事業等の遂行等の命令（適化規則第12条、第13条）

知事が必要があると認めて補助事業等の遂行の状況の報告を求めた場合は、補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等状況報告書に必要な書類を添えて報告しなければならない。

知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(6) 実績報告（適化規則第14条）

補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

各補助金の交付要綱において、補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、各補助金の交付要綱において明示され、通常は最低限、次の書類が示されている。

- 事業実績書
- 収支決算書

(7) 補助金等の額の確定等（適化規則第15条）

知事は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

また、県では、補助金等に係る事務について、次の2つの総務部長通知により、各所管部局に対して適正な執行を求めている。

「補助金等に係る事務の適正な執行について」（平成20年3月26日財第271号総務部長通知）より抜粋

1 補助金等の交付決定等に係る審査時の徹底等について

補助事業の採択や補助金等の交付決定に当たっては、書類の審査に加え、必要に応じてヒアリングや現地調査等を行い、当該補助事業等が交付の目的に従って適正に執行されるよう審査の徹底を図ること。

なお、補助事業の採択に当たって特に審査の公平性・透明性を確保する必要がある場合には、当該補助事業に係る事業計画の公正な審査を期するため、審査委員会等を設置するなどの措置を講じること。

2 実績報告に係る審査等の徹底について

補助事業等に係る実績報告を受けた際は、原則として全ての補助事業等について、補助事業等実績報告書（以下「報告書」という。）の審査に加え、現地調査又は報告書に添付させた証拠書類等により補助事業等の執行状況を確実に確認すること。

特に、建設工事や機器・備品購入等に係る補助事業等については、現地調査や写真徴収等による現地・現物の確認を必ず行うこと。

また、報告書への添付書類については、添付を求める書類の種類や様式について補助金等の交付に関する規程等に明記するなどの措置を講じること。

3 帳簿の備付等の徹底について

帳簿の備付及び証拠書類の整理保管、並びに財産処分を行う場合の承認手続が確実に行われるよう、補助事業者等に対する指導の徹底を図ること。

「補助金等に係る事務の適正な執行の徹底について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知）より抜粋

1 規則の改正について

これまでは補助事業者等に対して補助事業等の遂行状況に関する報告（以下「状況報告」という。）を義務付けていたが、必ずしも状況報告を要しない事業もあることから、必要な場合に状況報告を求めることとしたこと。

このため、補助交付要綱等を制定する際には、状況報告が必要かどうかについて検討し、必要な場合は要綱にその旨規定すること。

2 県単独補助事業に係る適切な補助金交付要綱の制定について

県単独補助事業に係る補助金交付要綱の制定に当たっては、別紙の「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」に沿って事務を進め、不備な点や漏れている事項がないようにすること。

3 補助事業等の実績確認について

補助事業等の実績報告に係る審査等の徹底については、「補助金等に係る事務の適正な執行について」（平成 20 年 3 月 26 日財第 271 号総務部長通知）で通知しているところだが、現地調査による確認等について不十分な面もあるので、一層の徹底を図ること。

なお、証拠書類等の提出により補助事業等の実績を確認できるものについては、必ずしも現地調査を行うことを要しないが、その場合にも事業実績の確認を確実にを行うこと。

4 補助事業の見直しについて

県民ニーズや時代の要請を的確にとらえて事業の見直しに努め、必要により随時内容の変更等を行いながら、効果的な事業の実施に努めること。

5 事務の適正な執行について

補助金等の交付決定や額の確定に長期間を要しているもの、提出期限までに実績報告書の提出がないものなど不適切な事務処理があったことから、補助事業等に係る事務の適正な執行に一層努めること。

3 本庁と総合支庁との事務・権限移譲

県では、「総合的な行政の展開」、「県民に分かりやすい行政の展開」、「県民の視点・地域の視点に立った地域づくり」を目指し、地域の自立に向かって責任をもって対応できる組織・機能を備えた総合出先機関として、村山・置賜・最上・庄内の4総合支庁を設置している。（「本庁と総合支庁の役割分担等に関する指針」（平成13年4月1日付け副知事依命通知）第1 基本的な考え方）

上記指針の中で、県は、次の5つを本庁において行う事務と位置付け、総合支庁に対して事務・権限の移譲を行っている。

- (1) 全県的な視点に立った政策の立案・各種政策の調整に関する事務
- (2) 全県を対象とする統一的基準等の策定に関する事務
- (3) 複数の管轄区域に及ぶ事務事業の実施で出先機関相互の調整が困難な事務
- (4) 国・他県との調整を要する事務で、出先機関による調整が困難な事務、二重行政や重複処理を解消することが困難な事務
- (5) 出先機関で実施することが著しく非効率的な事務

平成13年以降、ワンストップサービスの徹底、地域課題の共有と協働の推進のため本庁から総合支庁へ事務・権限を移譲する一方で、非効率事務の解消のため総合支庁から本庁へ事務・権限を移譲する等逐次見直しを行っており、令和2年1月までに延べ926事務・権限を総合支庁に移譲している。

補助金交付等の事務については、当該指針の中で次のとおり規定している。

「本庁と総合支庁の役割分担等に関する指針」（平成13年4月1日付け副知事依命通知）より抜粋

第11 補助金交付等

- (1) 山形県事務代決及び専決事務に関する規程及び出先機関の長限りで交付できる補助金等の指定について（昭和56年4月総務部長通知）に基づき、本庁又は総合支庁のそれぞれが、所管する業務に応じて対応する。
- (2) 本庁から総合支庁に移譲される補助事業に関する交付申請団体等へのヒアリング等は、原則として総合支庁が行うこととし、本庁において照会等必要がある場合は、総合支庁を通じて行う。なお、本庁がヒアリング等を行う場合は、交付申請団体等に対して理由を文書で明示したうえで行う。

総務部長通知「出先機関の長限りで交付できる補助金等の指定について」は、毎年見直されており、直近では令和2年1月22日に発出されている。

現在、次表のとおり、203 の補助金について総合支庁で交付事務が行われており、最も多い所管部局は農林水産部で 120 補助金（全体の 59%）、健康福祉部が 26 補助金（全体の 12%）、子育て推進部が 17 補助金（全体の 8%）と続き、これらの 3 部局で全体の 8 割を占めている。

所管部局	総合支庁で交付事務を行う補助金の数
総務部	2
企画振興部	7
防災くらし安心部	1
環境エネルギー部	4
子育て推進部	17
健康福祉部	26
商工労働部	10
観光文化スポーツ部	6
農林水産部	120
県土整備部	10
合計	203

出典：「出先機関の長限りで交付できる補助金等の指定について」
（令和 2 年 1 月 22 日総務部長通知人第 485 号）

第3 監査の対象とした補助金等

1 抽出基準

平成30年度の適化規則対象補助金等の件数及び決算額は次のとおりである。

(単位：百万円)

	交付金	負担金	補助金	合計
補助金等の件数	24	18	572	614
補助金等の決算額	8,385	9,011	31,055	48,452

当年度の包括外部監査では、このうち次の基準により抽出したものを監査対象とした。なお、平成15年度包括外部監査において、農林水産部における補助金の財務事務をテーマとしているため、農林水産部と農林水産部以外に分けて抽出基準を設定している。

基準	抽出条件
1	<ul style="list-style-type: none"> ①所管部局が農林水産部以外 ②平成30年度決算額の一般財源が10百万円以上 ③終期年度が平成30年度及び令和元年度以外 ④国庫補助（負担）制度に基づく補助を除く ⑤扶助費及び補助負担金（国制度に基づくもの）を除く ⑥交付先が国及び独立行政法人であるものを除く ⑦交付先が市町村である場合に事業実施主体が市町村であるものを除く
2	<ul style="list-style-type: none"> ①所管部局が農林水産部以外 ②平成30年度決算額の一般財源が10百万円以上 ③終期年度が平成30年度及び令和元年度以外 ④国庫補助（負担）制度に基づく補助について県で嵩上げしているもの
3	<ul style="list-style-type: none"> ①所管部局が農林水産部以外 ②平成30年度決算額の一般財源が5百万円以上10百万円未満 ③終期年度が平成30年度及び令和元年度以外 ④創設年度が昭和年代又は事前調査票における県の回答が「創設年度不明」 ⑤国庫補助（負担）制度に基づく補助を除く ⑥交付先が国及び独立行政法人であるものを除く
4	<ul style="list-style-type: none"> ①所管部局が農林水産部 ②平成30年度決算額の一般財源が10百万円以上 ③終期年度が平成30年度及び令和元年度以外 ④創設年度が平成16年度以降

基準	抽出条件
	⑤国庫補助（負担）制度に基づく補助を除く ⑥①～⑤の抽出結果から証拠書類の保管方法等を考慮して抽出
5	①平成 30 年度決算額 1 百万円未満かつ一般財源が 1 円以上 ②終期末設定 ③創設年度が平成 10 年度以前又は事前調査票における県の回答が「創設年度不明」 ④①～③の抽出結果から各部局 1 件を目安に任意抽出

2 監査の対象とした補助金等

No.	所管部局	補助事業所管課	補助金名称	平成 30 年度 決算額(千円)
1	総務部	総務厚生課	職員診療所運営費補助金	8,736
2	総務部	学事文書課	私立学校一般補助金	3,435,782
3	総務部	学事文書課	私学退職基金社団事業費補助金	94,695
4	総務部	税政課	軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合 補助金	500
5	企画振興部	総合交通政策課	運輸事業振興助成費補助金	166,000
6	防災くらし安 心部	食品安全衛生課	食の安全フォーラム開催費補助金	225
7	環境エネルギー 一部	エネルギー政策 推進課	再生可能エネルギー発電事業等促 進資金利子補助金	26,541
8	環境エネルギー 一部	エネルギー政策 推進課	再生可能エネルギー設備導入事業 費補助金	132,831
9	環境エネルギー 一部	水大気環境課	浄化槽整備促進事業費補助金	33,133
10	子育て推進部	子育て支援課	やまがた出会いサポートセンター 負担金	48,632
11	子育て推進部	子育て支援課	私立学校教職員研修事業費補助金	266
12	子育て推進部	子ども家庭課	ひとり親家庭生活応援給付金等事 業費補助金	12,410
13	健康福祉部	健康福祉企画課	結核予防費補助金	9,093
14	健康福祉部	健康福祉企画課	新型インフルエンザ患者対応医療 機関設備整備費補助金（入院）	68,970

No.	所管部局	補助事業所管課	補助金名称	平成30年度 決算額(千円)
15	健康福祉部	地域福祉推進課	灯油購入費助成事業費補助金	115,640
16	健康福祉部	地域福祉推進課	バリアフリー化推進事業費補助金	16,917
17	健康福祉部	地域医療対策課	山形県医師会事業費補助金	750
18	健康福祉部	長寿社会政策課	軽費老人ホーム事務費補助金	355,617
19	健康福祉部	長寿社会政策課	明るい長寿社会づくり推進事業費 補助金	21,652
20	健康福祉部	障がい福祉課	山形県社会福祉事業団運営費補助 金	52,572
21	健康福祉部	障がい福祉課	移譲社会福祉施設機能強化等支援 事業費補助金	981,384
22	商工労働部	産業政策課	山形県産業賞委員会補助金	726
23	商工労働部	中小企業振興課	信用保証協会保証料補給補助金	383,332
24	商工労働部	中小企業振興課	小規模事業経営支援事業費補助金	1,144,027
25	商工労働部	中小企業振興課	中小企業団体中央会補助金	119,979
26	商工労働部	中小企業振興課	経営基盤強化体制整備事業費補助金	41,732
27	商工労働部	中小企業振興課	中小企業スーパーTOTALサポ事 業費補助金	267,753
28	商工労働部	中小企業振興課	小規模事業経営支援事業費補助金	25,416
29	商工労働部	中小企業振興課	やまがたチャレンジ創業応援事業 費補助金	33,961
30	商工労働部	中小企業振興課	企業振興公社運営費補助金	84,797
31	商工労働部	工業戦略技術振興課	慶應義塾大学先端生命科学研究 所教育研究費補助金	350,000
32	商工労働部	工業戦略技術振興課	山形県産業技術振興機構運営費補 助金	37,045
33	商工労働部	工業戦略技術振興課	有機エレクトロニクス実証等事業 費補助金	138,537
34	商工労働部	工業戦略技術振興課	企業立地促進補助金	1,744,344
35	商工労働部	工業戦略技術振興課	企業立地促進補助金	18,000
36	商工労働部	貿易振興課	山形県中国ハルビン事務所運営活 動費補助金	16,359
37	商工労働部	貿易振興課	輸出支援体制機能強化補助金	18,098
38	商工労働部	雇用対策課	シルバー人材センター連合会支援 事業費補助金	9,781

No.	所管部局	補助事業所管課	補助金名称	平成30年度 決算額(千円)
39	観光文化スポーツ部	観光立県推進課	グリーン・ツーリズム推進事業費補助金	8,011
40	観光文化スポーツ部	観光立県推進課	山形県観光物産協会運営費補助金	93,758
41	観光文化スポーツ部	観光立県推進課	ロケ誘致促進事業費補助金	20,180
42	観光文化スポーツ部	観光立県推進課	地域資源活用交流促進事業費補助金	15,090
43	観光文化スポーツ部	インバウンド・国際交流推進課	山形県国際交流協会事業費補助金	10,196
44	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	博物館共催事業負担金	23,625
45	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	山形県芸文美術館運営費補助金	21,952
46	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	芸術文化団体育成費補助金	30,000
47	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	県民文化振興事業費補助金	5,625
48	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	国民文化祭派遣事業費補助金	60
49	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金	40,000
50	観光文化スポーツ部	県民文化スポーツ課	スポーツ振興21世紀協会運営体制強化事業費補助金	15,479
51	農林水産部	農業経営・担い手支援	公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	35,529
52	農林水産部	農業経営・担い手支援	農業法人人材確保・育成支援事業費補助金	10,469
53	農林水産部	6次産業推進課	学校給食における地産地消促進事業費補助金	41,413
54	農林水産部	6次産業推進課	食産業王国やまがた推進事業費補助金	27,000
55	農林水産部	6次産業推進課	やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金	31,556
56	農林水産部	県産米ブランド	米需給調整推進費補助金	46,417

No.	所管部局	補助事業所管課	補助金名称	平成30年度 決算額(千円)
		推進課		
57	農林水産部	農業技術環境課	安全安心エコ農産物認証支援事業 費補助金	17,065
58	農林水産部	農業技術環境課	有機農業ネットワーク構築支援事 業費補助金	300
59	農林水産部	園芸農業推進課	園芸大国やまがた産地育成支援事 業費補助金	298,838
60	農林水産部	畜産振興課	和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金	16,974
61	農林水産部	森林ノミクス推 進課	山形県県産認証材「やまがたの木」 普及・利用促進事業費補助金	22,000
62	県土整備部	河川課	公募型支障木伐採事業費補助金	11,086
63	県土整備部	空港港湾課	保安施設検査業務費補助金	61,465
64	県土整備部	建築住宅課	がけ地近接等危険住宅移転事業費 補助金	801
65	県土整備部	建築住宅課	住宅リフォーム総合支援事業費補 助金	561,244
66	県土整備部	建築住宅課	山形の家づくり利子補給補助金	208,240
67	村山総合支庁		むらやま子育てサポートふれあい 体験事業費補助金	263
68	庄内総合支庁		山形県離島航路補助金	20,160
69	庄内総合支庁		山形県県産貝類安全対策事業費補 助金	367
70	教育庁	総務課	新聞を活用した教育活動への支援 事業補助金	10,014
71	教育庁	文化財・生涯学習課	県指定文化財管理費補助金	669
72	教育庁	スポーツ保健課	山形県中学校体育連盟補助金	8,212
73	教育庁	スポーツ保健課	山形県高等学校体育連盟補助金	14,696
74	教育庁	スポーツ保健課	山形県体育協会運営費補助金	10,815
75	教育庁	スポーツ保健課	山形県競技スポーツ強化費補助金	39,766
76	教育庁	スポーツ保健課	山形県競技スポーツ強化費補助金 (オフシーズン強化育成事業)	10,000
77	教育庁	スポーツ保健課	オリンピックメダリスト育成事業 費補助金	35,786
合計額				11,833,229

第3章 包括外部監査手続の概要

1 抽出した補助金に対して実施した監査手続

(1) 事前調査票による質問の実施

平成30年度「負担金、補助及び交付金調書」に掲載されている全ての負担金、補助金及び交付金のうち、適化規則対象の補助金等について、次の調査票による回答を依頼した。個別検討を行う補助金を抽出するため及び全般的な分析を実施するための資料として使用した。

なお、各補助金等の概要説明は、事前調査票の回答結果に基づき作成している。

(事前調査票の調査項目)

No.	質問項目	No.	質問項目
1	部局	16	令和元年度予算額
2	所管課等	17	補助率
3	予算科目(款項目)	18	交付先
4	事業名	19	最終受益者
5	補助金等の名称	20	成果を測るための指標の有無
6	補助金交付要綱の名称	21	目標とする指標と直近の実績
7	創設年度	22	成果指標を設定していない理由
8	終期年度	23	補助制度見直しの実施年度
9	性質別細節	24	県と交付先団体との人的関係
10	補助金の分類	25	県から交付先団体に対する業務委託の有無
11	国庫補助(負担)に基づく補助	26	県から交付先に対する他の補助金等の有無
12	嵩上げ	27	交付先の固定化の状況
13	平成28年度決算額及び財源	28	再補助の有無
14	平成29年度決算額及び財源	29	交付事務を実施している所管課
15	平成30年度決算額及び財源	30	補助事業に係る証憑書類の保管状況

(2) 事前調査票回答に基づく分析

事前調査票の回答結果(令和元年11月21日現在)に基づき、適化規則対象補助金等について部局別、分類別、存続期間、成果指標の有無等の分析を行い、県の適化規則対象補助金等の全体的な傾向を把握した。

(3) 抽出した補助金に対する個別検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 個別質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	補助金交付要綱、実施要項・要領、規則・規程等
2	(作成している場合) 直近の事業評価個票
3	「事務の適正な執行に向けた緊急プログラムの実施」(平成 20 年 8 月 29 日行改第 38 号総務部長通知) に基づく「事務執行チェックシート」
4	交付申請書および添付資料
5	選考過程及び決定・承認の履歴が分かる書類(審査書類、調書、チェックリスト等)
6	交付団体の決算書類(収支決算書、貸借対照表等)
7	交付決定通知
8	交付請求書
9	(概算払いを行っている場合) 概算払いを必要とする理由書、資金計画書、概算払いが合理的と判断した決裁書類
10	実績報告書および添付資料
11	実績報告の根拠となる証拠書類、元帳等支出の内容が分かる資料
12	実績審査の過程及び結果の承認履歴が分かる書類(審査書類、現地調査調書、調査復命書、チェックリスト等)
13	(補助交付先が補助金を原資として補助事業を行っている場合) 最終交付先が適切に使用しているかを確認した実績審査書類
14	補助金確定通知
15	支出票
16	(交付先が消費税課税事業者の場合) 仕入税額控除と補助金交付が重複しないために実施している確認書類等
17	交付先に対する監査・指導の状況や結果が分かる資料
18	(平成 28 年度～平成 30 年度に会計検査院の検査を受けた場合) 会計検査院からの結果通知、県の回答

② 個別質問事項

No.	質問事項
(監査要点1) 補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか	
1-1	補助金の目的は公益に寄与していますか。寄与していると考え理由をお教えてください。
1-2	補助金の交付が県の施策上、必要ですか。必要と考える理由をお教えてください。
1-3	【事前調査票回答を踏まえて：補助制度見直しの実施年度】これまでの補助制度見直しの主な内容及び見直す契機となった事項等についてお教えてください。
1-4	【事前調査票回答を踏まえて：終期年度】終期年度が事前調査票の回答年度である理由をお教えてください。終期の設定がない場合、その理由をお教えてください。
1-5	【嵩上げ、国制度補助】「平成31年度予算の編成について（平成30年10月15日財第113号総務部長依命通知）」に基づく見直し状況についてお教えてください。
1-6	【県出資団体への補助】「平成31年度予算の編成について（平成30年10月15日財第113号総務部長依命通知）」に基づく見直し状況についてお教えてください。
1-7	【団体運営費補助金】団体の繰越金の有無などの財務状況を考慮した場合、すでに自立が可能な団体ではありませんか。
1-8	【団体運営費補助金】交付先団体の自主性・独立性を確保し、自立的な経営に向けて育成するため、何らかの取組みを行っている場合、内容をお教えてください。

(監査要点2) 補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか	
2-1	目標の達成状況に照らして、補助金の交付は県の施策にとって有効ですか。有効と考える理由をお教えてください。
2-2	目標の達成状況を数値指標により効果測定している場合、実績数値の情報収集の方法をお教えてください。
2-3	目標の達成状況を数値化している場合、目標値を見直す頻度及び方法をお教えてください。
2-4	補助対象経費の主要な部分を設備投資または委託が占める場合、当該経費について競争入札・見積合わせ等効率的な調達の手続きは行っていますか。

(監査要点3) 交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか	
3-1	補助金募集の方法について、お教えてください。
3-2	補助金の交付先は公平に選定されていますか。公平であると考え理由をお教えてください。
3-3	申請先数をお教えてください。また、交付されなかった先に対してどのように対応していますか。

No.	質問事項
3-4	【事前調査票回答を踏まえて：交付先の固定化の状況】補助金交付先が固定化している理由についてお教えてください。また、当該応募・選定状況は公平性の観点から問題はありますか。
3-5	「補助金等に係る事務の適正な執行について（平成20年3月26日財第271号総務部長通知）」に基づき、どのように審査を徹底していますか。

(監査要点4) 補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か	
4-1	概算払いを行っていますか。行っている場合、交付時期をお教えてください。また、概算払いが必要で、かつ交付時期が合理的と考える理由をお教えてください。
4-2	【事前調査票の回答を踏まえて：県から交付先に対する業務委託/他の補助金等の有無】補助対象経費が他の補助金や業務委託等に係る対象経費と明確に区別されていることを確認していますか。確認方法をお教えてください。
4-3	補助事業に要する経費の配分や事業内容に変更がないか、どのような方法で確認していますか。
4-4	交付先が消費税課税事業者の場合、仕入税額控除と補助金交付額が重複しないようにするため実施している対応についてお教えてください。

(監査要点5) 補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか	
5-1	「事務の適正な執行に向けた緊急プログラムの実施」（平成20年8月29日行改第38号総務部長通知）に基づく「事務執行チェックシート」を作成していますか。作成していない場合、どのようにして適正な事務工程の進行管理、処理遅延防止を図っていますか。

(監査要点6) 補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか	
6-1	実績報告書審査の手順及び具体的な実施手続をお教えてください。
6-2	以下の総務部長通知への対応状況についてお教えてください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「補助金等に係る事務の適正な執行について（平成20年3月26日財第271号総務部長通知）」 ● 「補助金等に係る事務の適正な執行の徹底について（平成22年3月30日財第314号総務部長通知）」
6-3	補助対象経費が適切か検討する際、元帳や証憑書類をどのような方法で確認していますか。
6-4	【事前調査票の回答を踏まえて：再補助の有無】補助交付先が補助金を原資として補助事業を行っている場合、最終交付先が適切に使用しているかを確認していますか。確認方法をお教えてください。

No.	質問事項
6-5	補助金交付先に対する指導（帳簿の備付、証拠書類の整理保管、財産処分を行う場合の承認手続の確実な実施等に関する指導）をどのように行っているかお教えください。
6-6	【備品等の取得が補助対象となっている場合】財産の管理状況、処分制限規定の順守状況をどのように管理・点検していますか。

(監査要点7) 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか	
7-1	補助金の効果測定及び評価について、毎年どのように行っていますか。時期及び方法等をお教えください。
7-2	補助金の効果測定・評価結果を踏まえて、今後、当該補助事業について、拡大、維持、縮小、廃止等について、どのように考えていますか。

(その他)	
8-1	【事前調査票の回答を踏まえて：県と交付先団体との人的関わり】関連する人件費について、補助金・給与等何らかの方法で県が負担していますか。負担額の決定方法についてお教えください。
8-2	補助金の県民に対する情報公開の状況をお教えください。

2 過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

(1) 平成15年度包括外部監査結果に対する措置状況

平成15年度包括外部監査のテーマは「農林水産部における補助金の財務事務及び主要な財政援助団体の財務事務と事業の管理について」であった。

県では、当該包括外部監査の結果報告書に係る指摘事項及び意見の措置状況について、平成19年9月18日現在で報告している。

当年度の包括外部監査では、県が措置状況を公表している平成15年度当時の補助金で平成30年度も現存している補助金、後継又は同様の補助金の事務について、平成30年度においても措置が反映されているか質問及び関連資料の閲覧により確かめた。

なお、全ての指摘事項及び意見ではなく、平成30年度決算額が10百万円以上の次の補助金について、措置状況の確認を行った。

No.	所管部局	補助事業所管課	補助金名称	平成 30 年度 決算額(千円)
1	農林水産部	農業経営・担い手 支援課	一般社団法人山形県農業会議補助 金	24,354
2	農林水産部	農業経営・担い手 支援課	農業近代化資金利子補給補助金	32,976
3	農林水産部	園芸農業推進課	青果物価格安定対策事業費補助金	11,498
4	農林水産部	畜産振興課	死亡牛 B S E 検査体制支援事業費 補助金	10,974
5	農林水産部	農村計画課	地籍調査事業負担金	235,607
6	農林水産部	農村計画課	山形県土地改良負担金償還平準化 事業利子補給補助金	10,716
7	農林水産部	園芸農業推進課	園芸大国やまがた産地育成支援事 業費補助金	298,838

(2) 平成 21 年度包括外部監査結果に対する措置状況

平成 21 年度包括外部監査のテーマは「未収金の管理について」であった。

県では、当該包括外部監査の結果報告書に係る指摘事項及び意見の措置状況について、平成 22 年 12 月末現在で報告している。

このうち当年度のテーマと関連する「補助金返還未収金」の措置状況について、特に次の 2 点にポイントを絞り、質問及び関連資料の閲覧により確かめた。

① 審査会開催による交付先の決定

平成 30 年に審査会を開催して交付先を決定した 25 補助金のうち、次の基準により抽出した 10 補助金について、現状把握、措置状況の確認を行った。

(抽出基準)

- 平成 21 年度包括外部監査において意見の対象となった補助金が農林水産部所管だったため、農林水産部所管の補助金は全件抽出した。
- 農林水産部以外の補助金については、次の条件により抽出したもののうち、交付先数等を参考として、各所管部局から 1 件を抽出した。
 - 国庫補助（負担）制度に基づく補助以外
 - 本報告書第 2 章第 3 で抽出した補助金以外

平成 30 年度に審査会を開催して交付先を決定した補助金は次のとおりである。
 なお、措置状況確認の対象として抽出した補助金は、「対象」列に“○”を付している。

No.	所管部局	補助金名称	平成 30 年度 決算額(千円)	対象
1	環境エネルギー部	環境保全活動支援事業費補助金	149	
2	環境エネルギー部	循環型産業施設整備事業費補助金	45,567	
3	環境エネルギー部	3R 研究開発事業費補助金	11,831	○
4	環境エネルギー部	みどり豊かな森林環境づくり推進事業交付金	113,146	
5	子育て推進部	やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金	8,859	○
6	健康福祉部	バリアフリー化推進事業費補助金	16,917	
7	健康福祉部	バリアフリー情報サイト構築事業費補助金	4,066	
8	健康福祉部	介護のお仕事プロモーション事業費補助金	7,190	○
9	健康福祉部	介護事業所を拠点とした地域支援体制整備事業費補助金	612	
10	商工労働部	高度人材確保支援事業費補助金	16,902	
11	商工労働部	バイオ関連地域産業牽引事業費補助金	28,776	
12	商工労働部	企業間連携促進事業費補助金	710	
13	商工労働部	中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金 (設備投資等促進事業)	267,753	
14	商工労働部	中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金 (コンサルティング活用販路開拓等支援事業)		
15	商工労働部	中小企業スーパーTOTALサポ事業費補助金 (小規模事業者持続的発展支援事業)		
16	観光文化スポーツ部	バリアフリー宿泊施設収益アップモデル事業費補助金	20,199	
17	観光文化スポーツ部	ロケ誘致促進事業費補助金	20,180	
18	観光文化スポーツ部	NPO 活動促進事業費補助金	28,317	○
19	農林水産部	元気な 6 次産業化ステップアップ支援事業費補助金 (小規模 6 次産業化施設整備支援事業)	2,137	○
20	農林水産部	元気な 6 次産業化ステップアップ支援事業費補助金 (6 次産業化施設整備支援事業)	81,571	○
21	農林水産部	元気な 6 次産業化ステップアップ支援事業費補助金 (スモールビジネス創出支援事業)	2,627	○
22	農林水産部	元気な 6 次産業化ステップアップ支援事業費補助金 (商品・販売力向上支援事業)	1,220	○

No.	所管部局	補助金名称	平成 30 年度 決算額(千円)	対象
23	農林水産部	食産業王国やまがた推進事業費補助金	27,000	○
24	最上総合支庁	連携・協働による最上の地域づくり活動支援 事業費補助金	402	
25	置賜総合支庁	農業水利施設保全合理化事業費補助金	77,100	○

② 補助金返還未収金の回収状況

過去3年間の補助金返還未収金の状況について質問、関連資料の閲覧により調査を行い、平成21年度包括外部監査以降に発生した補助金返還未収金がある場合、措置状況で記載されている対応がなされていることを確認することとした。

所管部局別の補助金返還未収金及び関連する違約金は、次のとおりである。

所管部局		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健康福祉部	(金額：千円)	169,490	169,490	169,490
	(件数：件)	1	1	1
商工労働部	(金額：千円)	1,016	995	962
	(件数：件)	1	1	1
合計	(金額：千円)	170,506	170,485	170,452
	(件数：件)	2	2	2

各補助金の名称、発生年度、当該債権に係る毎年発生している行政コストに関する県の回答は次のとおりである。

所管部局	補助金名称	発生年度	行政コストの発生状況
健康福祉部	社会福祉施設等施設整備費補助金	平成 14 年度	催告書送付に対する役務費、債権整理簿記入、監査等の対応などの事務負担増
商工労働部	中小企業創造技術研究開発事業費補助金	平成 14 年度	定期的な連絡、納付書の作成・送付、債権整理簿への記入等

上記のとおり、平成30年度末現在で、平成21年度以降に発生した補助金返還未収金はなく、措置状況の確認対象はなかった。

第4章 包括外部監査の結果

1 監査の結果及び意見について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令に照らして違反または不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、令和2年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査の結果及び意見の全体像

監査の要点		指摘事項	意見	関連する 総合意見
①	補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか	0件	23件	(3)、(4)
②	補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか	1件	6件	
③	交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか	2件	1件	
④	補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か	4件	5件	(5)
⑤	補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか	4件	12件	
⑥	補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか	3件	17件	(6)、(7)、(8)
⑦	補助金の効果測定・評価は適切に行われているか	1件	33件	(1)、(2)、(9)
合計		15件	97件	9件

3 監査の結果及び意見（総合意見）【意見】

総合意見とは、事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討の結果、複数の補助金に共通した意見等を踏まえて、次の2つの観点で重要と考えた事項である。

- 当年度の包括外部監査で抽出しているが、意見を記載していない同種の補助金や、抽出していない補助金においても同様に検討いただきたいと考える事項
- 意見を記載した対象補助金だけではなく、全体で対応することで、より実効的な意見になると考える事項

(1) 補助金の効果を測定できる適切な成果指標の設定について

補助金は、「相当の反対給付を受けない給付金」（適化規則第2条）であり、当年度の包括外部監査の対象として抽出したのは、主に国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の補助金である。

事前調査票分析「2 財源別内訳」によると、県の国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の補助金の主な財源は一般財源であり、全体の8割を占めている。

一般財源は、用途が特定されておらず、県の裁量により使用できる財源であるため、これを特定の交付先に「反対給付なしで行う給付金」である補助金に充当する際は、県民全体の利益に資するという公益性が最も重要となる。

さらに、厳しい財政状況の中、県の財源は有限である以上、公益性がある全てに補助することはできないため、補助が必要な事業に優先的に給付することとなり、補助の必要性が等しくある場合には、より効果的な事業に補助を行うことが必要となる。

よって、補助金を交付するためには、目的の公益性、補助の必要性、有効性が求められる。これらの要件を補助制度創設時だけでなく継続的に満たしていることを確認するためには、補助目的にとって適切な成果指標と目標値を設定した上で、毎年実績値を測定し、目標と実績の比較・原因検証・改善に向けた対応を行うことが必要であると考えられる。

また、成果指標を設定する際、補助の目的と整合していることはもちろん必要であるが、これにより効果測定・評価を行うために、補助金の効果が成果指標に反応する感応度を備えることが重要であると考えられる。

事前調査票分析「6 成果目標設定の有無」において、成果指標を設定しない理由として「運営費（又は人件費）補助であること」「事業の性質から成果目標の設定が困難であること」を理由とする回答が多かった。しかし、運営費補助であっても、補助金である以上、目的の公益性と補助の必要性があるか、補助が有効かどうかについて継続的に評価することが必要であり、その効果を測定するためには定量的な成果指標を目標として設定して毎年比較を行うことが重要である。その場合の成果指標は補

助金ごとに1つということではなく、複数の事業を対象とした補助金や運営費補助であれば事業ごとに複数の成果指標を設定して当然である。

また、「目標は補助事業を含む事業全体で設定しているため、個別に目標は設定していない。」というものがあつた。しかし、補助事業を含む事業（施策）全体で目標を設定し、補助事業個別に目標を設定しない場合、補助事業が有効か評価できず、補助事業ではない別の事業に転換するかを判断することができないため、やはり、感応度を備えた成果指標を設定する必要があると考える。

事前調査票分析「6 成果目標設定の有無」によれば、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の県が主体的に決定する380補助金のうち、49%に相当する189補助金について成果指標が設定されていない。県は、例えば、成果指標による効果測定・評価を行い、有効性について説明責任を果たしている事業から優先的に予算案として承認することで、成果指標の設定を推進することを検討されたい。

(2) 終期の設定による定期的な公益性・必要性の検証について

事前調査票分析「4 存続期間別分析」によると、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の380補助金のうち、平成30年度までの存続期間が30年超又は創設年度不明と回答があつた補助金は104件、全体の27%であつた。

補助金は目的の公益性と補助の必要性があるため創設されるものであるが、30年以上経過しても創設当時の公益性と補助の必要性が変わらないのか、状況の変化に応じた見直しが必要ないか検討する必要がある。

また、事前調査票分析「5 終期設定の有無」によれば、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の380補助金のうち264件、全体の69%の補助金が終期を設定していない。

終期を設定しない場合、補助の目的達成に向けた計画的な事業実施ではなく、前年踏襲的な作業として既得権化する可能性がある。

個別検討を行った補助金のうち、農林水産部のある補助金の個別ヒアリングにおいて、「当補助金は、県の農林水産業における取組みを示す4カ年の中期計画（第3次農林水産業元気再生戦略）における7つの基本戦略に紐づく20のプロジェクトのうちの1つを構成する事業である。補助金としての終期は設定していないが、中期計画の終了年度（4年後）に、目標とする成果指標の達成度合いや関連する計画の進行状況に基づき、施策の見直し・再構築を検討し、補助金の方向性を検討すべきと考えている。」との回答があつた。

このように、終期を補助制度の終了と否定的に捉えるのではなく、補助目的の公益性、補助の必要性、有効性を検証する区切りと捉えることが重要と考える。そのため、県は、一律で各補助金が紐づく事業や施策の基となっている中期計画等の終了年度を

終期として設定し、ゼロベースで見直しを行うことを検討されたい。

見直した結果として、終期を伸ばす場合には、検証結果により公益性・必要性・有効性を十分に説明することを求めるとともに、次の検証時期を明示することが必要と考える。

(3) 運営費補助の見直しについて

事前調査票分析「3 種類別内訳」によると、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の 380 補助金のうち、17%に相当する 66 件が団体運営費補助であった。

これらの補助金は、一般財源を主な財源として反対給付なしで行う特定の交付先に対する給付であり、目的の公益性や補助の必要性が求められる。

事業実施に要した経費に補助率を乗じて交付される事業費補助（施設整備補助、その他事業費補助）については、補助の目的とする事業と補助対象経費が明確である。

一方、運営費補助は、団体等の維持・存続を目的とした人件費・運営費等に対する補助である。公益性の検討に当たっては、本来は団体自らの財源で維持・存続すべきところを、なぜ当該団体にのみ交付するのかという観点で団体の存在意義自体を検討することになるが、通常、組織の目的は単一ではなく様々な事業を行っているため、補助の目的と補助対象経費が不明確になりがちであり、補助による効果も見えにくい。また、補助金に依存することで自主性・独立性を確保できず、自立的な経営が阻害される可能性がある。

よって、県は、運営費補助については目的の公益性、補助の必要性及び有効性が明確に評価できるものを除き、原則として事業費補助に転換することを検討されたい。

また、個別検討を行った事業費補助の中には、補助対象経費を定めているが結局毎年定額を補助し、実質的に運営費補助的な性質を有する補助金もあり、これらの補助金についても、事業費補助として補助額を算出する必要がある。具体的には、事業費補助については、適切かつ具体的な補助対象経費を設定して補助金交付要綱に明記し、必要性を検証した補助率を乗じることで算出するものとする。

さらに、目的の公益性、補助の必要性及び有効性が明確に評価できる運営費補助についても、一般財源を主な財源として当該団体にのみ反対給付なしで補助されるものである以上、補助額の算出に当たっては抑制的に検討する必要があると考える。具体的には、次のステップにより、見直しを行うことを検討されたい。

- ① 運営費補助の中に事業費補助として公益性や有効性が認められるものについては、区分して事業費補助として交付する。
- ② 団体の財務状況から自立的な経営を行っており、補助の必要性が認められないものについては、補助事業を終了する。

- ③ 団体自身が自主財源を確保するための取組みや効率的な運営に向けた計画を策定・実行するよう指導する。
- ④ ③によっても団体の維持・存続が困難な場合に、団体の公益性と自立的な経営に向けた取組みの状況を確認しながら、終期（見直し時期）を設定して必要額を交付する。

(4) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について

個別検討を行った複数の運営費補助金の中には、交付先の役員人件費を補助対象経費としているものがある。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）「Ⅲ. 補助金等の見直し」より抜粋

（中略）

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。

そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。

よって、運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。

(5) 補助金に係る消費税仕入税額控除の確認について

交付先が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

県は、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）において、補助金交付要綱に次のような条項を規定することを注意喚起している。

- ① 交付申請時及び実績報告時に補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、その額を減額して申請又は報告すること。
- ② 実績報告提出後、消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに県に報告すること。
- ③ 県は、②の報告があった場合には、消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

しかし、個別検討を行った多くの補助金では、補助金交付要綱に上記①～③の条項を規定していたが、一部の補助金では補助金交付要綱で上記①～③の全部又は一部を規定せず、かつ、ヒアリング等で補助金に係る仕入控除税額の有無の確認等も行われていなかった。県は、補助金交付要綱へのこれらの条項の整備を徹底する必要がある。

また、このことが徹底されず、補助金に係る消費税仕入控除税額が発生したにもかかわらず交付先から報告されない場合、県は把握することができず、仕入控除税額と補助金交付が重複してしまう可能性がある。

よって、消費税等の申告により返還が必要と確定した場合ではなく、返還の要否にかかわらず必ず消費税等の申告後に所定の報告書を県に提出する仕組みとすることを検討されたい。

なお、所定の報告書として県が使用している様式の例としては、次のようなものがある。

(様式例)

山形県知事 殿

補助事業者 印

平成 30 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があった平成 30 年度〇〇

事業について、交付要綱第△条第×項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	山形県補助金等の適正化に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額	金	円

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

(参考) 補助金の返還が必要となる場合とは、次表の最右列「あり」に該当する区分に該当する場合である。

区分					返還	
免税事業者					なし	
納税義務者	簡易課税				なし	
	本則課税	特定収入割合が 5 % 超の法人			なし	
		特定収入割合が 5 % 以下の法人	課税売上割合が 95% 未満	一括比例配分方式		あり
				個別対応方式	補助対象経費が課税売上に要する課税仕入	あり
					補助対象経費が非課税売上に要する課税仕入	なし
					補助対象経費が課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入	あり
課税売上割合が 95% 超				あり		

(6) 処分制限財産の制限期間中の状況確認について

県は、適化規則第 22 条において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について知事の承認を受けずに目的外使用や処分をすることを制限しており、耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合には制限を除外することとしている。

また、県は「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）において、補助金交付要綱に次のような条項等を規定することを注意喚起している。

- ① 補助事業者等は、補助対象とした財産について、補助事業完了後も財産管理台帳を整備し、善良な管理者の注意による管理と効率的な運用を図ること。
- ② 処分制限の対象となる財産と制限期間を明記すること
- ③ 適化規則第 22 条の規定により知事が承認する場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができるものとする。

個別検討を行った施設整備補助金においても、補助金交付要綱に対象等が明記され、実績審査時に財産管理台帳の確認が行われていた。

しかし、これらの補助金に係る財産管理台帳を閲覧したところ、処分制限期間が 7～10 年の財産が多く存在し、一部の補助金（市町村を通した間接補助を含む。）で行われている事業実施後の成果等に関する交付先から県への状況報告期間（3～5 年）よりも長い期間となっている。

確かに、適化規則では県からの積極的な確認等特段の手続は定められておらず、所有者である補助事業者等が責任をもって財産を管理し、処分制限期間にわたり補助金交付要綱等を遵守する必要がある。

一方で、全く確認を行わない場合、処分制限期間内に財産が目的外使用や処分又は遊休化していることを看過し、補助金の効果が失われてしまう可能性がある。

よって、県の事務負担とのバランスを考慮した上で、定期的な利用状況の文書による確認や必要性・重要性に応じた現物調査等の実施、又は処分制限期間経過時点での確認を行うこと等を検討されたい。なお、これらの確認を実施するために、財産管理台帳の集約・データベース化などが考えられる。

(7) 総合支庁における補助金交付事務の見直しと情報共有について

県では、「総合的な行政の展開」、「県民に分かりやすい行政の展開」、「県民の視点・地域の視点に立った地域づくり」を目指し、地域の自立に向かって責任をもって対応できる組織・機能を備えた総合出先機関として総合支庁を設置し、令和 2 年 1 月時点で 203 の補助金に係る交付事務を本庁から総合支庁に事務・権限移譲している。

個別検討を行った補助金の中にも当該補助金があり、各総合支庁における交付事務

を確認したところ、総合支庁間で次の点が異なっていた。

- ① 実績審査や実態調査等の実施人員数や実施時期が、各総合支庁・各補助金で異なり、1名で実施している場合と複数名で実施している場合、完了報告の翌月にすぐ実施する場合と翌1年間をかけて実施する場合等があった。
- ② 事業計画や実績報告に係る審査や完了検査において、所管部局所定の現地調査チェックシートを使用している場合と、使用実施要綱・要領等で定められる詳細な規定や確認項目をまとめたチェックリスト等を独自に作成・運用している場合があった。
- ③ ある総合支庁では、自動計算数式を含むエクセルファイルによる算定シートを独自に開発し、補助額の算定や事業計画添付書類作成を効率的に行っていた。
- ④ ②のチェックリストは独自様式であるため、チェック項目についても同じではなく、特定のチェックを行う総合支庁と行わない総合支庁があった。
- ⑤ 規定上現地確認が必須ではない補助金では、現地確認を行う総合支庁と行わない総合支庁があった。

上記①について、本庁から総合支庁への事務・権限移譲が進められてきている状況において、働き方改革を推進する流れがあるなか、規定として厳格な手続を整備しても、物理的に全てに対応することができず、遅延や確認漏れが生じうるものとする。

よって、人口減少社会の中で働き方改革を実現していくため、本庁の事業所管課が主導し、状況変化に応じて業務上のリスク評価の見直しを行い、その時々々の組織体制で有効性を確保した実績審査や実態調査等を実施できるように、リスクに重点を置いた事務手続の見直しを検討されたい。

上記②～⑤については、審査手続等の交付事務は、所管する総合支庁が異なっても同質・同水準の有効性が必要と考える。また、業務効率化のためのツール作成等の取組みも、同じ補助金であれば他の総合支庁にも転用することが可能であり、県全体としての業務効率化に資するものとする。

よって、本庁の事業所管課が各総合支庁の情報共有の場を設定するとともに、チェック項目が異なる場合等は全体を取りまとめて共通化することを検討されたい。

チェックリストやツールを共通化することでいずれの総合支庁でも同様の事務を実施することになれば、臨時的な人員が不足する場合には他の総合支庁からの応援派遣を行うことができるようになり、審査手続遅延等を防止することができるものとする。

(8) 現地調査要領・チェックリストの部局横断展開について

県は、「補助金等に係る事務の適正な執行について」（平成20年3月26日財第271号総務部長通知）において、実績報告に係る審査を徹底するため現地調査又は報告書に添付させた証拠書類等により補助事業等の執行状況を確実に確認することを各部局に求めている。

この総務部長通知に基づき、農林水産部では、「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領」（平成20年3月28日農政第703号）を発出している。

さらに、実務的に補完するため、標準的なチェックリストとして具体的な点検項目・ポイント・確認する書類例等を記載した「農林水産部所管補助事業等に係る現地調査チェックシート」を、また、現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするための手引書として「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領に基づく検査手引き」を整備している。

個別検討を行った農林水産部が所管部局の補助金は、いずれも当該現地調査要領に基づく調査が行われており、具体的な調査方法については、標準チェックリストに基づいて検討する補助金の他、必要に応じて各補助金のために独自でカスタマイズしたチェックリストを作成・運用している補助金もあった。

農林水産部以外の所管部局では、環境エネルギー部が「山形県環境エネルギー部所管補助事業等に係る現地調査要領」及び別紙として「現地調査チェックシート」を整備・運用している他は、部局として要領・標準チェックリストを整備しておらず、一部の課が所管する補助金のために現地調査チェックリストを独自に作成・運用しているのみであった。なお、防災くらし安心部も「山形県防災くらし安心部所管補助事業等に係る現地調査要領」を整備し、平成31年4月から施行している。

いずれの部局でも実績報告に係る審査は当然行われ、現地調査を実施している場合は、現地調査の復命書に閲覧した書類と「適正である」旨の結果が記載されているが、具体的にどのような着眼点でどのような確認を行ったかの記載は見受けられない。調査担当者が必要な確認が漏れないようにするためにも、復命を受ける上席者が内容を確認するためにも、チェックリスト等によりチェック項目が可視化されていることは重要であると考ええる。

県は、全ての部局において現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、農林水産部が整備・運用している部所管補助事業に係る現地調査要領や現地調査チェックシートの部局横断的な展開を検討されたい。

(9) 補助金等の情報開示について

補助金等の情報について、県のホームページで見ることができるのは、利用対象者向けの補助事業概要や支援内容、募集期間等の情報のみである。

歳入歳出決算事項別明細書でも行政目的別の「負担金、補助及び交付金」の合計金額を見ることはできるが、補助金毎の金額・交付先等の内容を見ることはできない。

「負担金、補助及び交付金」は、県の平成 30 年度一般会計決算の歳出規模 5,875 億円のうち 23% (1,400 億円) を占めている。このうち適化規則の対象となる補助金が 484 億円で、その主な財源は一般財源である。このように県の歳出の重要な割合を占める補助金について、県民に対して、内容や金額、交付先等の情報を一覧として開示することは説明責任を果たすことになると考える。

また、県が成果指標や終期を設定して補助目的の公益性、補助の必要性、有効性を定期的に見直しを行っていく際に、県民の目に触れることで、より県民にとって必要な補助金を把握することができるものと考ええる。

他県・他都市においても、東京都、神奈川県、大阪市、川崎市、福岡市、宮崎市等が補助金等の一覧をホームページで開示しており、これらを参考にして、所管部局、補助金の名称、内容、交付先、予算額（決算額）、補助率、創設年度等の情報を一覧として開示することを検討されたい。

4 監査結果及び意見（各補助金に係る指摘事項及び意見の一覧）

(1) 指摘事項の一覧

（監査要点①）補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか
該当なし。

（監査要点②）補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
16 バリアフリー化推進事業費補助金	(1) 見積り合わせの実施について	p. 85

（監査要点③）交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
34 山形県企業立地促進補助金	(1) 交付対象選定時の審査について	p. 134
35 山形県ソフト産業立地促進補助金	(1) 交付対象選定時の審査について	p. 137

（監査要点④）補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
2 山形県私立学校一般補助金	(1) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について	p. 59
51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	(2) 補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について	p. 174
52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金	(2) 補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について	p. 178
59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金	(1) 補助金額の算出方法に係る各総合支庁の取扱いの共通化について	p. 201

（監査要点⑤）補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
5 山形県運輸事業振興助成費補助金	(1) 事務執行チェックシートによる事務の執行管理について	p. 66
53 学校給食における地産地消推進事業費補助金	(1) 実績報告の期限内提出について	p. 181

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金	(3) 実績報告の期限内提出について	p. 202
73 山形県高等学校体育連盟補助金	(1) 補助事業実施状況報告書の提出期限の遵守について	p. 233

(監査要点⑥) 補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
56 米需給調整推進費補助金	(2) 補助対象経費の適切な解釈運用について	p. 191
62 公募型支障木伐採事業費補助金	(1) 実績報告における収支報告書添付の徹底	p. 209
H15 措置2 農業近代化資金利子補給補助金	(1) 事業完了報告に係る実態調査の適切な実施について	p. 252

(監査要点⑦) 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか

補助金の名称	指摘事項の表題	参照頁
28 小規模事業経営支援事業費補助金	(1) 成果指標の測定単位の明確化	p. 117

(2) 意見の一覧

(監査要点①) 補助金の目的は明確か、公益上の必要性は認められるか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
7 再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金	(2) 中小水力発電に係る目標設定について	p. 69
17 山形県医師会事業費補助金	(1) 補助の必要性について	p. 87
20 山形県社会福祉事業団運営費補助金	(1) 事業団の経営状況を勘案した補助額の妥当性の検討	p. 93
21 移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費補助金	(1) 事業団の自立的経営に向けた進捗状況確認の必要性	p. 96
24 小規模事業経営支援事業費補助金	(5) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について	p. 106

補助金の名称	意見の表題	参照頁
25 中小企業団体中央会補助金	(1) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について	p. 109
30 企業振興公社運営費補助金	(1) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について	p. 123
37 輸出支援体制機能強化補助金	(1) 補助金額の水準について	p. 140
39 グリーン・ツーリズム推進事業費補助金	(1) 先進事例を活用したモデルケース形成について	p. 144
40 山形県観光物産協会運営費補助金	(2) 今後の協会のあり方に関する検討について	p. 147
43 山形県国際交流協会事業費補助金	(2) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について	p. 154
43 山形県国際交流協会事業費補助金	(3) 自主財源の確保について	p. 155
45 山形県芸文美術館運営費補助金	(1) 使用料収入の増大に向けて	p. 158
47 県民文化振興事業費補助金	(1) 使用料収入の増大に向けて	p. 162
49 モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金	(1) 運営経費部分に対する補助の見直し	p. 166
49 モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金	(2) 交付先の自主財源確保に向けた検討の指導について	p. 167
50 スポーツ振興 21 世紀協会運営体制強化事業費補助金	(1) 21 世紀協会の経営状況について	p. 169
55 やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金	(2) 自立的な経営に向けた助言指導の実施について	p. 189
56 米需給調整推進費補助金	(1) 定額補助の見直しについて	p. 191
57 安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金	(1) 定額補助の見直しについて	p. 196
57 安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金	(2) 持続可能な業務体制に係る支援について	p. 197
75 山形県競技スポーツ強化費補助金	(1) 交付先団体の財務状況のモニタリングについて	p. 237
H15 措置 3 青果物価格安定対策事業費補助金	(1) 補助金交付団体の財務状況を根拠とした事業費補助の補助率変更について	p. 258

(監査要点②) 補助金が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
11 私立学校教職員研修事業費補助金	(1) 有効性・公平性の検証について	p. 75
54 食産業王国やまがた推進事業費補助金	(1) 一者随意契約による調達に係る理由の相当性検討及び事前承認の必要性	p. 184
60 山形県和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金	(1) 自家保留牛に係る交付対象要件見直しの検討について	p. 206
64 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金	(1) 移転未了物件数の把握と危険住宅に係るリスク管理の必要性	p. 215
66 山形の家づくり利子補給補助金	(1) 予算の柔軟かつ有効な利用の検討	p. 220
72 山形県中学校体育連盟補助金	(2) 交付申請時に添付する収支予算書の作成指導について	p. 230

(監査要点③) 交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
H21 措置1 3R研究開発事業費補助金	(1) 評価委員に利害関係がある場合の評価委員会運営について	p. 272

(監査要点④) 補助金額の算定方法及び交付時期は合理的か

補助金の名称	意見の表題	参照頁
12 ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金	(1) 補助額算定根拠の妥当性について	p. 77
16 バリアフリー化推進事業費補助金	(2) 漏れの無い仕入控除税額の報告の検討	p. 85
40 山形県観光物産協会運営費補助金	(1) 事業費の区分について	p. 147
59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金	(2) 消費税本則課税事業者の確認結果の明記について	p. 202
67 むらやま子育てサポートふれあい体験事業費補助金	(1) 補助金交付要綱への仕入控除税額の確認に関する条項の追加について	p. 222

(監査要点⑤) 補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
1 職員診療所運営費補助金	(1) 事務執行チェックシートによる執行状況の確認の徹底について	p. 54
1 職員診療所運営費補助金	(2) 補助金交付要綱記載事項の不備について	p. 56
23 信用保証協会保証料補給補助金	(1) 補助金交付の除外要件に関する必要性の検討	p. 100
24 小規模事業経営支援事業費補助金	(1) 補助対象とする予定のリース契約締結に関する事前承認について	p. 103
51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	(3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について	p. 176
52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金	(3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について	p. 179
56 米需給調整推進費補助金	(3) ソフトウェアの財産管理に係る条項の補助金交付要綱への追加について	p. 192
65 住宅リフォーム総合支援事業費補助金	(1) 補助金交付の除外要件に関する必要性の検討	p. 217
72 山形県中学校体育連盟補助金	(3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への記載について	p. 231
73 山形県高等学校体育連盟補助金	(2) 交付先を通じた最終受益者に対する速やかな事業実施報告の指導について	p. 233
75 山形県競技スポーツ強化費補助金	(3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への記載について	p. 239
H15 措置4 死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金	(1) 補助金交付要綱への仕入控除税額の確認に関する条項の追加について	p. 261

(監査要点⑥) 補助事業の実績報告及びその審査は適切に行われているか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
14 新型インフルエンザ患者対応医療機関整備補助金（入院）	(1) 設備利用状況の確認についての業務フロー確立	p. 80
18 軽費老人ホーム事務費補助金	(2) 統一されたチェックリストなどの利用の検討	p. 89

補助金の名称	意見の表題	参照頁
24 小規模事業経営支援事業費補助金	(2) 実施報告審査に係る現地調査実施体制の検討	p. 103
24 小規模事業経営支援事業費補助金	(3) 実績報告審査に係る検査及び報告統一化の検討	p. 104
29 やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金	(1) 補助金の実施報告に関する補助金交付要綱整備の検討	p. 120
31 慶應義塾大学先端生命科学研究 所教育研究費補助金	(1) 現地調査の実施方法について	p. 127
39 グリーン・ツーリズム推進事業 費補助金	(2) 実績報告の審査について	p. 145
40 山形県観光物産協会運営費補助 金	(3) 現地調査の実施方法について	p. 148
50 スポーツ振興 21 世紀協会運営 体制強化事業費補助金	(3) 実績確認時における証憑書類の検 証について	p. 172
54 食産業王国やまがた推進事業費 補助金	(3) 処分制限の対象となる財産の確認 について	p. 185
56 米需給調整推進費補助金	(4) 実績報告書に係る深度ある確認検 査の実施について	p. 194
59 園芸大国やまがた産地育成支援 事業費補助金	(4) 処分制限の対象となる財産の確認 について	p. 203
59 園芸大国やまがた産地育成支援 事業費補助金	(5) 各総合支庁が開発した交付事務に 係るツール等の情報共有について	p. 203
65 住宅リフォーム総合支援事業費 補助金	(2) 補助金の現地調査に関する網羅性 の検討	p. 218
75 山形県競技スポーツ強化費補助 金	(2) 交付先団体に対する現地調査の実 施及び調査結果の文書化について	p. 238
76 山形県競技スポーツ強化費補助 金（オフシーズン強化育成事 業）	(1) 交付先団体に対する現地調査の実 施及び調査結果の文書化について	p. 242
H15 措置 2 農業近代化資金利子補 給補助金	(2) 各総合支庁の実態調査方法に関す る情報共有と手続共通化について	p. 253

(監査要点⑦) 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか

補助金の名称	意見の表題	参照頁
3 公益社団法人山形県私学退職基金社団事業費補助金	(1) 達成すべき成果指標の再検討について	p. 62
4 山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金	(1) 補助金交付の効果測定に係る成果指標の設定の検討について	p. 64
7 再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金	(1) 成果指標の見直し	p. 69
10 やまがた出会いサポートセンター負担金	(1) 深度のある効果測定実施の検討	p. 73
12 ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金	(2) 成果指標の設定について	p. 77
15 灯油購入費助成事業費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 82
17 山形県医師会事業費補助金	(2) 成果指標の設定について	p. 87
18 軽費老人ホーム事務費補助金	(1) 深度のある効果測定実施の検討	p. 89
19 明るい長寿社会づくり推進事業費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 91
22 山形県産業賞委員会補助金	(2) 補助金効果測定について必要性の検討	p. 98
23 信用保証協会保証料補給補助金	(2) 適時に測定できない成果指標の見直しについて	p. 101
24 小規模事業経営支援事業費補助金	(4) 補助金の効果測定における分析単位の検討	p. 104
26 経営基盤強化体制整備事業費補助金	(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討	p. 112
27 中小企業スーパーTOTALサポート事業費補助金	(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討	p. 115
32 山形県産業技術振興機構運営費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 130
33 有機エレクトロニクス実証等事業費補助金	(1) 事業成果の明確化について	p. 132
33 有機エレクトロニクス実証等事業費補助金	(1) 事業成果の明確化について	p. 132
42 地域資源活用交流促進事業費補助金	(1) 成果指標の見直しについて	p. 151

補助金の名称	意見の表題	参照頁
43 山形県国際交流協会事業費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 153
44 博物館共催事業負担金	(1) 適切な成果指標の設定について	p. 157
45 山形県芸文美術館運営費補助金	(2) 適切な成果指標の設定について	p. 159
46 芸術文化団体育成費補助金	(1) 適切な成果指標の設定について	p. 161
47 県民文化振興事業費補助金	(2) 適切な成果指標の設定について	p. 162
50 スポーツ振興 21 世紀協会運営体制強化事業費補助金	(2) 成果指標の設定について	p. 171
51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 174
52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 178
54 食産業王国やまがた推進事業費補助金	(2) 成果指標の設定について	p. 185
55 やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 189
58 有機農業ネットワーク構築支援事業費補助金	(1) 成果指標の見直しについて	p. 198
62 公募型支障木伐採事業費補助金	(2) 補助金効果測定について必要性の検討	p. 211
63 保安施設検査業務費補助金	(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討	p. 213
68 山形県離島航路補助金	(1) 成果指標の設定について	p. 224
72 山形県中学校体育連盟補助金	(1) 補助金交付の効果測定に係る成果指標の設定の検討について	p. 230

第5章 監査の結果（各論）

第1 事前調査票に基づく分析

事前調査票により回答を入手した平成30年度の適化規則対象補助金等の細節ごとの件数、決算額は次のとおりである。（再掲）

（単位：百万円）

	交付金	負担金	補助金	合計
補助金等の件数	24	18	572	614
補助金等の決算額	8,385	9,011	31,055	48,452

以下では、適化規則対象補助金等のうち件数及び決算額が最も多い「細節：補助金」に絞り、事前調査票の回答に基づき、様々な観点から分析を行った。

1 所管部局別内訳

《合計決算額が多い順》

（単位：件、百万円）

部局	合計		国庫補助（負担） 制度に基づく補助		左記補助金以外	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
農林水産部	162	7,735	70	6,300	92	1,435
健康福祉部	107	6,637	43	980	64	5,657
商工労働部	60	5,220	19	416	41	4,803
子育て推進部	57	4,877	30	3,121	27	1,756
総務部	16	4,048	4	3,769	12	278
県土整備部	22	973	2	20	20	953
環境エネルギー部	25	434	3	82	22	352
観光文化スポーツ部	34	373	2	24	32	349
教育庁	47	361	11	188	36	173
企画振興部	14	288	4	111	10	177
防災くらし安心部	12	72	4	54	8	18
庄内総合支庁	6	26	-	-	6	26
県警本部	3	6	-	-	3	6
置賜総合支庁	4	4	-	-	4	4
村山総合支庁	2	1	-	-	2	1
最上総合支庁	1	0	-	-	1	0

合計	572	31,055	192	15,066	380	15,989
----	-----	--------	-----	--------	-----	--------

所管部局別にみると、合計額では件数、決算額ともに農林水産部が最も多く、全体に占める割合は件数で28.3%、決算額で24.9%となっている。

しかし、農林水産部の補助金77億円のうち8割(63億円)が国庫補助(負担)制度に基づく補助であり、それ以外の県が主体的に決定する補助金では、件数は92件と部局中第1位は変わらないが決算額ベースでは14億円と部局中第4位となる。

県が主体的に決定する補助金では、農林水産部に代わって健康福祉部が最も決算額が多く、商工労働部、子育て推進部と続き、3部局合計で、全体の76%を占めている。

2 財源別内訳

(単位：件、百万円)

財源		合計		国庫補助(負担)制度に基づく補助		左記補助金以外	
		件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
補助金等		572	31,055	192	15,066	380	15,989
財源別内訳	一般財源	20,081		7,218		12,863	
	国庫補助	6,738		6,685		53	
	諸収入	921		912		9	
	その他	3,314		251		3,063	

【用語の説明】(出典：「平成31年地方財政白書」)

一般財源 …地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。

財源別にみると、一般財源が最も多く全体の64%を占め、次いで国庫補助、その他財源(基金、起債等)と続いている。

国庫補助(負担)制度に基づく補助以外の県が主体的に決定する補助金のみを見た場合も、一般財源が最も多く全体の8割を占めている。

なお、当分析結果を含む総合意見を本報告書第4章2「監査の結果及び意見(事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討を踏まえた総合意見)」に記載している。

3 種類別内訳

(単位：件、百万円)

種類別	合計		国庫補助（負担） 制度に基づく補助		左記補助金以外	
	件数	決算額	件数	件数	件数	決算額
団体運営費補助	88	9,301	22	5,971	66	3,330
施設整備補助	61	6,153	24	2,530	37	3,623
その他事業費補助	414	14,958	144	6,185	270	8,773
上記以外	9	642	2	379	7	263
合計	572	31,055	192	15,066	380	15,989

種類別にみると、その他事業費補助が最も件数が多く、全体に対する割合は72%を占めている。次いで団体運営費補助、施設整備補助と続き、件数ベースの構成割合はそれぞれ15%、10%を占めている。

国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の県が主体的に決定する補助金のみを見た場合もその傾向は変わらず、特に、団体運営費補助は66件と件数ベースで全体の17%を占めている。

なお、当分析結果を含む総合意見を本報告書第4章2「監査の結果及び意見（事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討を踏まえた総合意見）」に記載している。

4 存続期間別分析

(単位：件、百万円)

存続期間 (※1)	合計		国庫補助（負担） 制度に基づく補助		左記補助金以外	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
不明(※2)	102	7,515	36	2,851	66	4,664
51年～60年	17	4,784	6	4,072	11	712
41年～50年	28	3,482	8	562	20	2,920
31年～40年	10	120	3	102	7	18
21年～30年	21	2,244	3	176	18	2,068
11年～20年	68	1,890	18	585	50	1,305
1年～10年	326	11,020	118	6,718	208	4,302
合計	572	31,055	192	15,066	380	15,989

(※1) 存続期間とは、創設年度から平成30年度までの年数である。

(※2) 事前調査票における県の回答が「創設年度不明」の補助金である。

存続期間別にみると、10年以下が最も多く全体の56%を占めている。一方で、30年超のものや創設年度が不明との回答であった補助金（その多くが、回答に当たり平成年代を調査して不明だったもの）は合計で157件あり、全体の27%を占めている。

国庫補助（負担）制度に基づく補助金の存続・廃止は県の立場からコントロールすることができないため、それ以外の補助金について見た場合もほぼ同じ傾向であり、10年以下が最も多く全体の54%を占め、30年超と創設年度不明補助金の合計は104件で全体の27%となっている。

なお、当分析結果を含む総合意見を本報告書第4章2「監査の結果及び意見（事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討を踏まえた総合意見）」に記載している。

5 終期設定の有無

（単位：件、百万円）

終期の設定	合計		国庫補助（負担） 制度に基づく補助		左記補助金以外	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
あり	157	5,463	41	2,372	116	3,091
なし	415	25,591	151	12,693	264	12,898
合計	572	31,055	192	15,066	380	15,989

終期の設定状況をみると、終期を設定していない補助金が全体の72%を占めている。国庫補助（負担）制度に基づく補助金の存続・廃止は県の立場からコントロールすることができないため、それ以外の補助金について見た場合も同様の傾向であり、380件中264件、全体の69%の補助金が、終期を設定していないとの回答であった。

なお、当分析結果を含む総合意見を本報告書第4章2「監査の結果及び意見（事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討を踏まえた総合意見）」に記載している。

6 成果目標設定の有無

（単位：件、百万円）

成果目標 の設定	合計		国庫補助（負担） 制度に基づく補助		左記補助金以外	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
あり	281	18,155	90	9,033	191	9,122
なし	291	12,900	102	6,033	189	6,867
合計	572	31,055	192	15,066	380	15,989

成果目標の設定状況をみると、成果目標を設定していない補助金が572件中291件と全体の50%を占めている。

国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の県が主体的に決定する補助金のみを見た場合もその傾向は変わらず、380件中189件、全体の49%の補助金が、成果目標を設定していないとの回答であった。

また、国庫補助（負担）制度に基づく補助以外の補助金について、成果目標を設定していない理由をまとめると、次のとおりである。

（事前調査票における「成果目標を設定していない理由」に係る主な回答）

- ① 運営費（又は人件費）補助であり、成果目標の設定が困難又は馴染まない。
- ② 市町村が実施主体である事業に対する補助であるため。
- ③ 災害対策事業であるため。
- ④ イベント開催への支援のため。
- ⑤ 利子補給に対する補助であるため。
- ⑥ 事業の性質上、成果目標の設定が困難又は馴染まない（扶助費、福祉の向上、環境対策、表彰事業、文化財保護）。
- ⑦ 成果を数値化することが困難である。
- ⑧ 複数の事業が含まれており、県全体としての成果目標の設定は困難である。
- ⑨ 事業目的が広範囲に及ぶため、交付に当たっての目標設定はしていない。
- ⑩ 目標は補助事業を含む事業全体で設定しているため、個別に目標は設定していない。

特に、①運営費（又は人件費）補助であること、②市町村が実施主体であること、⑥事業の性質から成果目標の設定が困難であることを理由とする回答が多かった。

なお、当分析結果を含む総合意見を本報告書第4章2「監査の結果及び意見（事前調査票分析及び抽出した補助金の個別検討を踏まえた総合意見）」に記載している。

7 1 補助金当たりの金額帯別分析

(単位：件、百万円)

金額帯		件数	件数 構成比	決算額	決算額 構成比
1円以上	100千円未満	29	5.1%	2	0.0%
100千円以上	500千円未満	82	14.3%	23	0.1%
500千円以上	1,000千円未満	45	7.9%	31	0.1%
1,000千円以上	5,000千円未満	148	25.9%	404	1.3%
5,000千円以上	10,000千円未満	63	11.0%	471	1.5%
10,000千円以上	50,000千円未満	119	20.8%	2,623	8.4%
50,000千円以上	100,000千円未満	31	5.4%	2,207	7.1%
100,000千円以上	500,000千円未満	40	7.0%	9,176	29.6%
500,000千円以上	1,000,000千円未満	9	1.6%	5,945	19.1%
1,000,000千円以上	5,000,000千円未満	6	1.0%	10,173	32.8%
合計		572	100.0%	31,055	100.0%

1 補助金当たりの金額帯別にみると、1百万円未満の比較的少額の補助金が156件と全体の27%を占めている。ただし、決算額ベースで見ると、1百万円未満の補助金の合計は56百万円であり、全体の0.2%程度となっている。

補助金は目的の公益性と補助の必要性があるため創設されるものであるが、一般的に少額の補助金は効果が限定的で、事務コストに見合っていないことも考えられる。また、少額の補助により実施できる事業であれば、自主財源により実施できる可能性も考えられる。

よって、少額の補助金は、目的の公益性と同じくらい、有効性と補助の必要性について検討することが重要である。特に補助金が有効かどうかを評価するため、成果指標を設定し、定期的に効果測定を行うことが必要と考える。

8 1 先当たり補助金交付額の金額帯別分析

(単位：件)

金額帯		補助金 件数	件数 構成比	交付先数	交付先数 構成比
1 円以上	100 千円未満	65	11.4%	2,977	38.2%
100 千円以上	500 千円未満	137	24.0%	2,289	29.4%
500 千円以上	1,000 千円未満	54	9.4%	405	5.2%
1,000 千円以上	5,000 千円未満	151	26.4%	1,154	14.8%
5,000 千円以上	10,000 千円未満	55	9.6%	408	5.3%
10,000 千円以上	50,000 千円未満	74	12.9%	451	5.8%
50,000 千円以上	100,000 千円未満	18	3.1%	48	0.6%
100,000 千円以上	500,000 千円未満	15	2.6%	54	0.7%
500,000 千円以上	1,000,000 千円未満	2	0.4%	2	0.0%
1,000,000 千円以上	5,000,000 千円未満	1	0.2%	1	0.0%
合計		572	100.0%	7,789	100.0%

(※) 1 先当たり交付額は、平成 30 年度決算額を交付先数で除した金額である。

1 先当たり補助金交付額の金額帯別にみると、「1 円以上かつ 100 千円未満」「100 千円以上かつ 500 千円未満」「1,000 千円以上かつ 5,000 千円未満」の金額帯で交付先数が 1,000 先を超えている。これらの区分において、交付先数 1,000 先を超えている個別の補助金は次のとおりである。

(単位：件、千円)

所管部局	所管課	補助金の名称	平成 30 年度 決算額	交付 先数	1 先当たり 交付額
環境エネルギー部	エネルギー政策推進課	再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	132,831	1,145	116
県土整備部	建築住宅課	山形の家づくり利子補給補助金	208,240	2,364	88

交付先数が多い補助金の場合、交付事務が膨大な量となるため、できるだけ効率的な方法・仕組みを検討する必要がある。

第2 抽出した補助金に対する検討

1 職員診療所運営費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県職員診療所運営費補助金			
所管部課	総務部総務厚生課			
創設年度	不明			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	県職員及びその家族の疾病予防と疾病の早期発見、早期治療を図ることにより、健康の維持増進に寄与することを目的とする			
補助対象事業の概要	(1) 診療事業 医師1名、看護師2名を配置し、内科を中心とする一般診療に関する事業 (2) 健康診断事業 山形県職員安全衛生規程に基づく健康診断について、委託を受けて実施する事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県職員診療所運営費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	地方職員共済組合山形県支部			
補助金等の算出方法	職員診療所運営事業に要する経費から収入を差し引いた額又は8,736千円のいずれか低い額			
補助対象経費	診療所職員の人件費及び診療事業、健康診断事業に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額(※)	8,736	8,736	8,736	8,736
決算額	8,736	8,736	8,736	—
(財源)				
一般財源	8,736	8,736	8,736	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	8,736	8,736	8,736	—

(※) 平成28年度から平成30年度については最終予算額、令和元年度については当初予算額及び前年度繰越額の合計額を記載している。(以下、各「補助金等の概要」において同じ。)

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	数値目標を設定することが困難なため			

(監査の結果)

(1) 事務執行チェックシートによる執行状況の確認の徹底について

県では、事務の適正な執行を確保するため、「事務の適正な執行に向けた緊急プログラム」(平成 20 年 8 月 29 日行改第 38 号総務部長通知)(以下「緊急プログラム」という。)を策定し、県政に対する県民の信頼に応えられる正確かつ迅速な事務処理体制の構築を目指して、全庁をあげて取り組むこととし、緊急プログラムの中に事務の執行管理について次のように示している。

「緊急プログラム」より抜粋

②事務執行チェックシートによる事務の執行管理

条例・規則の改正等に係る事務や補助金等の交付関連事務など所属長が指定する重要な事務について、適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延等の防止を図るため、「事務執行チェックシート」(別紙)を作成し、以下により当該事務の執行状況を点検・管理すること。

- ア 事務主任者は、当該事務に係る一連の事務手続を処理手順に沿って一覧化するとともに、それぞれの事務処理のおおよその執行時期を記載すること。
- イ 上記により作成した事務執行チェックシートは 2 部作成し、1 部を起案文書に添付し、残り 1 部を業務総括者に提出すること。
- ウ 業務総括者は、一覧の事務手続のそれぞれの事務処理の決裁の回議の際に、事務執行チェックシートにより当該事務全体の進捗状況等を確認すること。

事務執行チェックシート

【事務の名称：〇〇補助金】

〈事務主任者 職・氏名：主査 ◇◇ □□〉

事務手続	執行予定時期	執行日	確認欄 (業務総括者)
補助金交付要綱の制定	4月上旬	4/10	㊟
交付要綱の周知	4月上旬	4/11	㊟
申請書受理	4月下旬	4/30	㊟
交付決定に係る審査	5月上旬	5/2	㊟
交付決定	5月上旬	5/10	㊟
状況報告受理	10月中旬		
補助金の概算払い	10月下旬		決裁の際、内容を確認・審査の上、押印すること。
実績報告書受理	2月下旬		
実績報告に係る現地確認	3月上旬		
補助金額の確定	3月上旬		事務主任者が、決裁を経て当該事務を執行した後、執行日を記載すること。
補助金の精算払	3月中旬		

- 1 本チェックシートは、条例・規則の改正等に係る事務や補助金等の交付関連事務など所属長が指定する重要な事務について、適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延防止を図ることを目的として作成するものであり、各所属の事務の実態に応じて、この様式及び手順に必要な工夫を加え、改編することができるものとする。
- 2 事務主任者は、当該事務に係る一連の事務手続を処理手順に沿って一覧化するとともに、それぞれの事務処理の執行予定時期を記載すること。
- 3 本チェックシートは2部作成し、うち1部をそれぞれの事務処理の起案文書にそのつど添付することとし、残り1部を業務総括者が保管すること。
- 4 起案文書に添付するチェックシートについては、決裁・合議のつど、業務総括者が内容を確認して、「確認欄」に押印すること。また、事務主任者は、当該事務を執行した後、「執行日欄」に執行日を記載すること。
- 5 業務総括者が保管するチェックシートについては、事務処理に係る決裁・合議のつど、「確認欄」に確認日を記載し、当該業務全体の進捗状況を把握し管理すること。
- 6 所属の実態により業務総括者を置かない場合には、業務総括者に代わって直属系統の上司が、上記3から5までの業務総括者の役割を行うものであること。

当補助金事務についても、事務執行チェックシートを作成し、その執行状況を点検・管理している。平成 30 年度の事務執行チェックシートを閲覧したところ、申請書受理の執行日欄に「平成 30 年 4 月 3 日」と記載され、確認欄には業務総括者の印鑑が押されていた。補助金交付要綱第 3 条によれば、当補助金の交付申請書の提出期限は平成 30 年 4 月 2 日であり、申請書の受理が事務執行チェックシート記載のとおり平成 30 年 4 月 3 日である場合、提出期限を経過した後の提出ということになり、それを承知の上で業務総括者による確認印が押印されていたとした場合、事務の執行状況を点検・管理し、適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延等の防止を図るという事務執行チェックシートの作成目的が達成されていないということになる。

実際、申請書を受理したのは平成 30 年 4 月 2 日であり、補助金交付要綱に定める提出期限までに提出がなされていたが、事務主任者による事務執行チェックシートの執行日欄の誤記及びそれを鵜呑みにした業務総括者の確認欄への押印という事実は、事務執行チェックシートの作成による適時、適正な事務の執行管理という観点からは問題がある。

県は、事務主任者による執行日欄への正確な日付の記載及び業務総括者による事務執行状況の確認を徹底するよう指導していく必要がある。【意見】

(2) 補助金交付要綱記載事項の不備について

当補助金の交付要綱の別紙様式第 2 号の注書きには以下のような記載がある。

「収支予算書の提出にあたっては、予定損益計算書等関係書類を添付すること。収支精算書の提出にあたっては、貸貸対照表及び損益計算書等関係書類を添付すること。」

収支精算書提出にあたって、県が求めているのは交付先の財政状態及び経営成績を把握するための貸借対照表及び損益計算書であり、補助金交付要綱に記載されている「貸貸対照表」というのは、明らかな誤記である。

実際、交付先より提出を受けているのは貸借対照表であり、実害は生じていないが、補助金交付要綱において添付すべき書類を貸借対照表へ改めるとともに、補助金交付要綱の制定に際しては、誤字脱字等について細心の注意を払うことが求められる。【意見】

2 山形県私立学校一般補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県私立学校一般補助金
所管部課	総務部学事文書課
創設年度	昭和 28 年
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし

補助金等の目的	私立学校の振興、教育水準の維持向上を図るとともに、私立学校の運営の健全性を高めることを目的とするもの								
補助対象事業の概要	私立学校の振興、教育水準の維持向上を図るため、私立学校の経常的経費について補助金を交付するもの								
補助金等の分類	団体運営費補助 (国庫補助制度に基づく補助)								
根拠法令・交付要綱等の名称	私立学校振興助成法 山形県私立学校一般補助金（高等学校分）交付要綱 山形県私立学校一般補助金（専修学校・各種学校分）交付要綱 山形県私立専修学校・各種学校一般補助金（非学法分）交付要綱								
補助金等の交付先(最終交付先)	県内学校法人 一般社団法人山形県専修学校各種学校協会								
補助金等の算出方法	<p>(1) 高等学校</p> <p>①全日制</p> <p>ア. 一般分 公立学校の数値をもとに積算した標準運営費(学校割、学級割、教職員割、生徒割)を補助基準額とし、教育条件等による調整係数、収容定員超過係数等により補正した額</p> <p>イ. 特色分 各学校において、特色のある教育を行っている場合、その取り組みに応じて加算</p> <p>②高等学校（通信制） 予算単価に生徒数を乗じて得た額</p> <p>(2) 専修学校・各種学校 学校数、生徒数、専任教職員数を基礎として算定した額に、若者定着に関する特色加算額を加えた額</p> <table border="1" data-bbox="683 1845 1329 1986"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補助金の額</th> <th colspan="2">補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校数</td> <td>右欄の補助単価に掲げる額</td> <td>専修学校</td> <td>264,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	補助金の額	補助単価		学校数	右欄の補助単価に掲げる額	専修学校	264,000 円
項目	補助金の額	補助単価							
学校数	右欄の補助単価に掲げる額	専修学校	264,000 円						

		ただし、基準日現在において生徒が在籍している場合に限る。	各種学校	66,000円	
	生徒数割	右欄の補助単価に補助対象生徒数を乗じて得た額	専修学校 指定高等課程	22,800円	
			専修学校 指定高等課程以外	15,000円	
			各種学校	6,000円	
専任教職員数割	右欄の補助単価に基準専任教員数及び基準専任職員数の合計を乗じて得た額	全学校	238,700円		
(3) 非学校法人 山形県専修学校各種学校協会が各学校に交付した補助金の合計額と予算単価に対象生徒数を乗じて得た額のいずれか低い額					
補助対象経費	(1) 高等学校 専任教員人件費、専任職員人件費、教育経常経費（教育研究経費、管理経費、設備費） (2) 専修学校・各種学校 専任教員人件費、専任職員人件費、教育経常経費（教育研究経費、管理経費） (3) 非学校法人 経常的経費（専任教員人件費、光熱水費、修繕費）				
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
予算額	3,448,688	3,494,641	3,435,782	3,777,210	
決算額	3,448,688	3,494,641	3,435,782	—	
(財源)	一般財源	2,951,841	2,989,388	2,928,014	—
	国庫	496,847	505,253	507,768	—
	その他	—	—	—	—
交付先数	26	27	27	—	
決算額÷交付先数	132,641	129,431	127,251	—	

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度

	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	数値目標を設定することが困難なため			

(監査の結果)

(1) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について

補助対象事業が営利企業のような消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の課税事業者である場合、売上げに係る消費税等から仕入れに係る消費税等を控除して納付税額を計算するため、経費支払時に発生した消費税等は企業が自己負担しないこととなる。そのため、交付先が営利企業である場合、県は消費税等を除いた税抜き金額を補助対象経費としている。

他方、学校法人のように交付先が営利企業でない場合、消費税等を含めた税込みの金額を補助対象経費としている。そのため、一定の場合には、経費支払時に発生した消費税等について、補助金として受領するとともに、消費税等の納付税額の計算の際、仕入控除税額として控除することにより、補助金交付と仕入控除税額が重複することとなる。

そこで、県では「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成22年3月総務部)により、交付先等が消費税等の課税事業者である場合の留意点として、以下のように、補助金交付要綱へ規定すべき事項を挙げている。

【規定例】

(交付の申請)

第〇条 省 略

2 補助事業者等は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第〇条 補助事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告の規定により減額した補助事業者等

については、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を別記様式△号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

しかし、当補助金の交付要綱には、上記のような定めはなく、そもそも交付先が消費税等の課税事業者に該当するの否かについて、県では把握していないという状況であった。このような場合、交付先が補助金に係る仕入れ控除税額が確定したにもかかわらず、県はその事実を知りえず、結果として補助金を過大支給してしまうことになりかねない。

県では、当補助金は補助対象経費(人件費、教育経常経費等)の実支出額を積み上げた額に応じて補助金額を算出しているものではなく、生徒数や教職員数等を基準とした定額の補助となっていること、また、交付される補助金が、消費税等の課税対象とならない人件費を上回ることは想定されず、教育経常経費等のような消費税等の課税対象となる補助対象経費から仕入れ控除税額相当額を減額する必要はないと考えているとのことであった。

しかし、補助金の算出方法が補助対象経費の実支出額を積み上げたものではない定額の補助であっても、補助対象経費には消費税等の課税対象となる教育経常経費も含まれている。また、交付される補助金が、人件費の実支出額を上回ることは想定されないため、補助対象経費から仕入れ控除税額相当額を減額する必要がないという県の見解は、交付された補助金の全額が人件費に充当されているということを前提としたものであり、交付された補助金が実際に何れの補助対象経費に充当されているのかを判別することはできない。仮に、消費税等の課税対象となる教育経常経費に充当されているものと考えた場合、補助金交付と仕入れ控除税額が重複することになってしまう。

交付先となる県内学校法人については、消費税等の課税事業者該当する法人が相当数あるものと推察する。交付先が簡易課税制度を適用している場合や原則課税を適用している場合で、かつ、特定収入割合が5%を超えている場合等の例外もあり、必ずしも消費税の課税事業者該当する法人のすべてにおいて、消費税等の仕入れ控除税額の確定による補助金の返還が生じるものとはいえないが、少なくとも交付先が消費税等の課税事業者該当するの否かについて、また消費税の申告方法として原則課税制度を適用しているのか、簡易課税制度を適用しているのか等については、ヒアリング又は書面により確認するとともに、補助金交付要綱において、消費税等の仕入れ控除税額が確定した場合には、速やかに県へ報告する旨の定めを設けるべきである。【指摘事項】